

太子町 議会だより

町民と議会を結ぶ広報誌



No.
156

11月28日の町民懇談会の資料を載せています。
お読みのうえ、お越してください。

発行/兵庫県揖保郡太子町議会 ☎079(277)5995 編集/広報広聴常任委員会 メールアドレス/gikai@town.hyogo-taishi.lg.jp

太子あすかふるさとまつり(平成22年11月3日)

ページのご案内

	ページ
議会運営委員会 総務常任委員会	2
福祉文教常任委員会 経済建設常任委員会	3
決算委員会 ごみ処分等調査特別委員会	4

第4回 太子町議会町民懇談会を 開催します。ぜひ、お越してください。

太子町議会では、町民の皆さまとの懇談会を開催します。2ページから4ページの内容（原稿は各委員会から提出されたもの）や平成21年度決算の内容等について各委員会から報告し、質疑応答・意見交換をさせていただきます。一人でも多くの皆さまのご参加をお待ちしています。
今回は2回開催（内容は同じ）します。ぜひご参加ください。

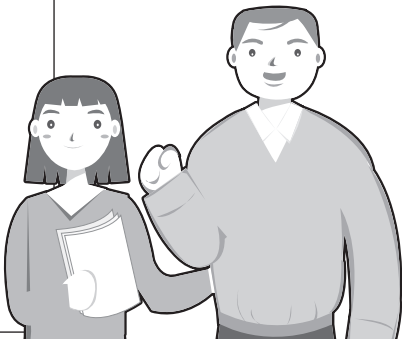
太子町議会議長

日時 11月28日(日)

第1回 午後1時30分～3時30分

第2回 午後7時～9時

場所 文化会館(あすかホール) 2階研修室



議会運営委員会

太子町の町政は、ともに町民から選ばれた町長と議会（議員により構成）の二元代表制の下で運営されている。

町長は、地方自治法と太子町の条例等に基づき、議会を招集し、条例及び予算等を議会に提案。議会で決められた条例及び予算等に基づいて行政を執行する権限（執行権）を持っている。

一方、議会は予算の提案はできないが、町長から提案された予算や条例等の可否を決め、また修正して決める権限（議決権）を持っている。しかし、議会でありながらその代表である議長が議会を招集することはできない。

地方分権が叫ばれている今日、地方自治を運営・推進する一方の代表で執行機関の首長（知事、市町村長）に対して、もう一方の代表で議事機関である議会の存在と役割が見えにくいため、議員定数の削減や報酬の引き下げが取りざたされたりしている。

このような中、全国の多くの自治体の議会では、二元代表制の実質化と住民に開かれた議会を目指すとともに、議会と議員の役割をいっそう発揮するため、議会基本条例の制定などの議会改革に取り組んでいる。

太子町議会でも、議会改革の一

環として、地方自治の本旨である

住民福祉の向上を追求する議会に発展させ、議会と議員がその役割をしっかりと果たすために、議会運営委員会を中心に議会基本条例と議員の報酬費用弁償のあり方等を調査するための研究・検討委員会を立ち上げ、調査検討を重ねてきた。

議会基本条例（案）の概要については、「議会だより」No.152（平成22年4月25日発行）に、議員の報酬費用弁償のあり方等については、「議会だより」No.151（平成22年1月25日発行）、No.152（平成22年4月25日発行）に掲載し、経過を皆さんにお知らせした。

議会基本条例（案）については、議会を開くための会期、議案の質疑にかかる一問一答方式の導入等、町当局とかかわりのある部分について、町当局と協議を重ねている。修正等が必要な場合は、議会内で再度協議することになる。

議会基本条例（案）では、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動

を実践し、町民の負託に応え、豊かなまちづくりと町民の幸せのために不断の努力を続けることをうたっている。また、分権と自治の時代にふさわしく、政策等の立案・決定・執行・評価（監視）の論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図るためのものであること

等、当局との協議経過を含めて、議会内部で意思を再確認することになっている。

議員の報酬費用弁償のあり方等については、議員間の考え方に差異があるため、合意の可否を含めて、今後、更なる協議が必要である。

総務常任委員会

総務常任委員会では、本年度の取り組みとして次の6項目を課題にあげて調査している。

- ① 非核都市宣言採択について
 - ② 太子苑地図混乱問題について
 - ③ 嘱託事務のあり方について
 - ④ 入札制度について
 - ⑤ 庁舎建設問題について
 - ⑥ まちづくりについて
- 以上を今年度課題として取り上げた。

その中で、①の非核都市宣言採択については、「太子町 非核・平和のまち宣言」を総務常任委員会で原案を策定、町当局の同意も得て、9月議会に決議案を上程し、出席議員全員賛成で採択された。

10月の総務委員会から、⑤の庁舎建設問題を調査課題に取り上げた。この新庁舎建設問題については、8月末に町当局から行政報告があり、現庁舎の耐震性に問題

があるため建て替えあるいは、別の場所での建設が必要と判断したものと思われ、そのタイミングと合わせて、東芝グラウンドの土地整理の話から、新庁舎建設が急浮上してきたものと思われる。

10月総務委員会では、他にヨリベターな場所はないのかを協議した。また、現庁舎が建っている土地での建て替えは不可能なのかどうか、また買収等により現庁舎南側の旧国道まで敷地面積を広げた場合などの建設の可能性を探ることとした。

また、10月委員会では、③の嘱託事務のあり方についても協議、検討した。その中では、町からの配布物（広報「たいし」他）に関して、町当局の意向としては、町民に全戸配布してもらいたいのが趣旨だが、一部の方について配布物が届いていないということがあった。

委託する側の町当局と委託される側の嘱託員の思いにねじれが生じている。この違いから、配布物を受け取れない町民が存在することと事実であり、この点も今後の委員会の中で結論を出していくことになった。



庁舎用地として町が交渉している東芝グラウンド

また、嘱託手数料は、それぞれの自治会（嘱託員）で取り扱いに違いがあるため、次年度からは自治会活動助成金と一本化するなど、各自治会の透明化を図り、平等な取り扱いになるような方策を視野に入れて引き続き調査して、当局に意見を出せるようにしていきたい。

その他、10月の委員会では時間の関係で取り上げなかったが、②太子苑地図混乱問題について、④入札制度について、⑥まちづくりについて等の諸課題について、今後も引き続き委員会では調査研究していく。

福祉文教常任委員会

福祉文教常任委員会では、今年度の取り組みとして次の3項目を課題にあげて調査している。

- ① 30人学級について
 - ② 給食の委託のあり方について
 - ③ 学童保育のあり方について
- 以上を今年度の課題とし、10月の委員会では、① 30人学級、② 給食の委託のあり方を取り上げた。

① 30人学級について
まず、平成22年5月度福祉文教常任委員会へ提出された「幼稚園園児・小学校児童・中学校生徒の人数及び学級数の内訳 平成22年5月1日現在」の資料をもとに、町内各小学校の1クラス当たりの人数を比較した。その結果、石海小学校6年生の40人が最高であった。

1クラスの人数に関して委員からは、小学3年生以下の低学年で30人学級が実現できればよいと考えるが、教室不足や、教師の数が必要となるとの意見や、1クラスの人数が少ないほどかわれる時間が多くなり、学力がつくかもしれないが、人数が多いほど切磋琢磨し、感性も高まると考えるとの意見、また、30人学級には賛成であるが、30人という人数だ



太田小の教室

けでなく、内容がどうなるかが重要との意見が出された。
さらに、加配の教員に関しては、どのくらい配置されているのか考える必要があるという意見や、加配のよい点として1教室を2人の教員で見ることができると点が挙げられた。
そのほか、子供や学校がよりよくなるためには、教員がもう少し余裕を持つて教えることができるようにすることが必要であると思ふとの意見が出された。



太田小のマラソン大会の練習の様子

② 給食の委託のあり方

給食の委託に関しては、実際には必要のないお金がかかってしまっているのではと思うとの意見が出された。

少人数教育の関連法案が来年の通常国会に提出される予定である。各自で中央教育審議会の提言等を確認して、少人数学級実現において太子町としてしなければならないことを調査し、疑問点があれば教育委員会へ確認するため、11月1日正午までに質疑内容を事務局へ提出することに決定した。また、給食の委託のあり方及び学童保育のあり方に関しても同様に、疑問点があれば提出することとした。

さらに、11月の福祉文教常任委員会では、寺田教育長及び西村教育次長に出席要求し、質疑を行った。

経済建設常任委員会

経済建設常任委員会は、太子町行政組織のうち、経済建設部、産業経済課・街づくり課・上下水道事業所の所管事務調査をしている。

今年度より太子町議会として「議会活動（議員活動）」は、住民の付託、信頼に応えるために自ら能動的に調査する。」という基本方針が打ち出され委員会の進め方が大きく変わった。これまで「議会だより」に報告した3つの課題、
① 不正な農地転用による土地利用の調査および遊休農地対策
② 立岡山北配水池整備事業
③ 生活道路の改良

について委員会で調査・協議を重ねている。最終的に委員会の意見をまとめて議会に報告、行政当局へ提言することになっている。

① 不正な農地転用による土地利用の調査および遊休農地対策では、農業従事者の高齢化が進み、将来田んぼの保全さえ危ぶまれることが予想されている。これに対し、営農しやすい条件整備として土地基盤整備、農業用機械・施設の整備、人材の育成・確保が必要である。国・県の補助制度を研究し、太子町に合う施策を強く求めていく。

② 立岡山北配水池整備事業では

11月4日に三木市への視察を実施した。近隣市町村で三木市が平成21年に円形PCコンクリート造配水池を完成させたからである。三木市の水道事業全般を含めての質疑では有意義なものがあり、今後太子町の水道事業に生かせる。



三木市視察

③ 災害に強い街づくりは生活道路の改良が必要である。建築基準法で建物敷地は通常幅員4メートル以上の道路に2メートル以上接する必要がある。住民の合意が得られることができるよう

な施策を求めていく。

これ以外に当局から毎月提出されている事務報告書の内容について審査している。

審査する対象事業は、将来においても太子町の社会インフラとして住民生活に寄与するものばかりである。太子町都市計画マスタープランにも照らし合わせて事業の妥当性、必要性、経済性について調査していく。

また、太子町下水道事業特別会計、太子町水道事業会計の予算、決算について審査することについても大きな責任を担っている。下水道料金、水道料金等の料金改定は、住民の家計に直接大きな影響、負担を与えるからである。両会計とも公営企業経営健全化計画において「今後の財政状況の健全化を図るために、さらなる維持管理費の削減と使用料収入の増収を基本とした取り組みを行っていく。」という方向が出されている。維持管理費の削減は、当然必要だが、単なる使用料収入の増収については、住民負担の増加に強い抵抗がある。しかし、委員会では太子町の将来像を見据え、慎重に議論しながら意見をまとめていく努力も必要である。参考太子町の将来に向けて21年度行革効果額3億117万3千円のうち、水道料金の見直しで6034万8千円、下水道料金の見直しで3719万6千円の効果額があった。

平成21年度 決算委員会

9月16日、17日、22日、24日、決算特別委員会を設置して審査した。

委員には、北川嘉明委員長、花畑奈知子副委員長、中井政喜委員、桜井公晴委員、橋本恭子委員、中島貞次委員、井川芳昭委員が選任された。

結果は賛成多数により認定すべきものと決し、本会議に報告した。(本会議でも賛成多数で認定すべきものと決した。)

審査意見

(歳入)

(歳入)

- 町税等は、納税(付)義務者等の実態把握に努め、新たな収入未済の発生と不納欠損処理を抑制するため、特別の体制をもって徴収に当たり、収納率の向上を図ること。
- 福祉、医療、教育等の補助・負担金についても同様に対応すること。

- 税等については、口座振替の推進に努め、収納率を高めること。
- 住宅建設資金等貸付金、保育料、教育費負担金等を放置することなく、徴収に努めること。
- 占用料については、近隣の姫路市並みに見直すこと。
- たばこは町内で購入するようPRに努めること。

【各款共通事項】

- 負担金補助及び交付金について
◆負担金・補助金・交付金の目的、効果等を精査し、不要なもの及び成果が期待できないものについては整理すること。
- ◆町内団体等について、予算で措置している補助等は、目的と効果を精査し、一定の基準を定めて対応すること、組織の創設、維持、運営等を目的とするものにあつては、期間を定め、自立を促すこと。また、事務事業の支援を目的にするものについては、成果等を検証し、継続的なものと期限付きのものに分けて対応すること。
- ◆補助金等の規程を設けているものについては、設置目的に基づき、事務事業の進捗状況と成果等を検証し、必要な措置

を講ずること。

- 庁用備品や消耗品等の調達については、町内調達を基本に、透明性と公平性、競争性を確保し、経費の節減に努めること。

- 委託料、工事請負費について
◆委託料については、委託の効果・効率を考慮し、外部委託に頼らず、内部で対応可能なものについては積極的に内部対応に努め、経費を節減すること。
- ◆委託、工事請負にかかる入札・契約等については、あり方を検証し、地方自治法、町財務規則に基づき一般競争入札を徹底して、経費等の節減に努めること。

- ◆委託料では、二、三社による見積もりでの随意契約ではなく、入札により公平に執行すること。
- ◆保険契約については、永年にわたり固定的になつており、見直しを図ること。
- 広域行政について、サービスの維持向上を図り、負担の軽減と事務事業の効率化を図ること。
- その他
◆審議会等の委員については、人材バンク制度の導入等、公募委員の比重を高め、住民参加の機会を拡充すること。

ごみ処分等調査特別委員会

平成22年6月7日発行 太子町議会だよりNo.153
でお知らせした中間報告後の調査についてお知らせする。

その後7月23日、8月18日と委員会を開催し「ごみ収集運搬業務委託に関する掛龍保健衛生施設事務組合負担金のあり方に関すること」について調査を行った。

町当局に掛龍保健衛生施設事務組合市町負担金のうち、収集運搬に係る経費の積算の見直しについて申し入れをするよう求めたが、

収集運搬の経費の積算について、今後分析調査、研究を行うと回答、また現段階では具体的に公表することはできないと回答があった。ごみの減量化の取り組みについて説明を求めた。普通ごみの減量については、プラスチック容器・紙製容器包装等の分別の徹底により約3割が、生ごみの水切りでさらに約2割が可能なものである、この取り組みの啓発に努めると回答があり、さらに資源ごみについては、大型ごみの日に出さない取り組みを斑鳩校区で試行していると説明があった。他の校区への取り組みについて説明を求めたところ、石海校区や太田校区へは集まる機会があつたので大型ごみについて行政の取り組みを説明した。龍田校区は集まる機会がなかつたので説明はしていない。しかし、今年度中に龍田校区やその他の校区についても啓発に努めたいと回答があった。

ごみ収集運搬委託について、一般競争入札の実施を掛龍保健衛生施設事務組合に申し入れをされたことの質問に、近隣市町の状態を調査研究し、他市町の動向も見極めた上で検討するとの回答である。ごみ運搬経路について、神戸神社(たつの市掛保川町)から北へ向かつていく経路を含む経済的・効率的な経路変更を求めたが、掛龍クリーンセンターへの搬入ルートについては、センター建設当時から地元自治会との協議により決定している。太子町からの搬入は、国道179号線を経由する経路としており、道路状況や交通状況に大きな変化が無い以上、経路の変更は考えられないとの回答。

ごみ収集運搬については「掛龍保健衛生施設事務組合」の業務である。太子町議会として事務組合のことまで深く調査することは出来ないことを承知のうえで調査を行なっているが、各委員の質疑に対し納得できる回答が得られない。そこで視点を換え、ごみ収集業務について委託のあり方を変えた加古川市の状況について視察することにした。

あなたの声をお聴かせください

議会に対するご意見やご要望、議会だよりを読んでのご感想などお聴かせください。皆さんからの投稿(俳句・川柳・写真など)もお待ちしております。

太子町議会事務局
お問い合わせ
079-277-5995
Eメール
gikai@town.hyogo-taishi.lg.jp

お詫びと訂正

議会だより第155号の4ページにおいて、記載に誤りがありました。

2段目(誤)	「太子福祉会」
(正)	「愛心福祉会」
6段目(誤)	「行政捜査」
(正)	「強制捜査」

読者ならびに関係各位にご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、訂正いたします。